

議案第192号

大阪市港営事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市港営事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、上屋倉庫及びひき船」を「及び上屋倉庫」に改める。

第3条第2項第1号ア中「34基」を「4基」に改め、同号イ中「93棟（238,311平方メートル）」を「81棟（240,337平方メートル）」に改め、同号中ウを削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

説 明

港湾施設提供事業の範囲を改めるとともに、港営事業の事業計画を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港営事業の設置等に関する条例 (抄)

(設 置)

第2条 大阪港において荷役機械、上屋倉庫及びひき船を提供するため港湾施設提供事業を、
及び

大阪港水域を埋め立て港湾関連用地及び都市機能用地等を造成するため大阪港埋立事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 省 略

2 港営事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 港湾施設提供事業

ア 荷役機械 34基
4基

イ 上屋倉庫 上屋93棟 (238,311平方メートル) ほか
81棟 (240,337平方メートル)

ウ ひき船 10隻

(2) 省 略